

電子スピンスイセンス学会 定 款

第1章 総則

第1条 本会は、電子スピンスイセンス学会と称し、英語名を The Society of Electron Spin Science and Technology(略称 SEST)とする。

第2条 本会は、事務局を神戸市灘区六甲台町1-1(神戸大学分子フォトサイエンス研究センター内)におく。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、会員相互の交流と知識の交換をはかり、電子スピンスイセンスの基礎と応用の発展に寄与すると共に、国際協力事業を支援することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 研究発表年会の主催、学術講演会及び研究会等の開催
- 2) 機関誌及び学術図書の刊行
- 3) 講習会及び若手育成を目的とした支援事業
- 4) 研究業績の表彰
- 5) 国際 EPR(ESR)学会(IES)などと連携した国際協力事業
- 6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- 1) 正会員 本会の目的に賛同し、入会した個人で、本会の活動・運営に参加できる者。
- 2) 準会員 本会の目的に賛同し、入会した個人で、年度開始時点で 32 歳未満の者。
- 3) 学生会員 大学またはこれに準ずる学校に在籍し、本会の目的に賛同して入会した者。
- 4) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を援助する個人、法人または団体の代表者。
- 5) 名誉会員 電子スピンスイセンス分野の学術の発展に功績のあった者、または本会に対し特に功労のあった者で、会長が推薦し、理事会及び総会の承認を得た者。ただし、名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって会員になるものとする。

第6条 本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

第7条 本会の会費は、細則で定める。

2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第8条 会員は、次の理由があるときはその資格を喪失する。

- 1) 退会したとき。
- 2) 死亡し、もしくは失踪宣告をうけ、または賛助会員の法人ないし団体が解散したとき。
- 3) 除籍されたとき。
- 4) 除名されたとき。

第9条 会員で退会しようとするものは、理由を付して退会届を会長に提出し、会費の未納がある

- 場合はこれを完納しなければならない。
- 第10条 会員で会費を滞納し、かつ催告に応じないときは、理事会の議決を経て会長がこれを除籍することができる。
- 2 前項によって除籍された者で、滞納会費に相当する金額を納めるときは、第6条の手続きを経て、再び入会を許すことができる。
- 第11条 会員で次の各号のいずれかに該当したときは、理事会の議決を経て会長がこれを除名することができる。
- 1) 本定款に違反したとき。
- 2) 本会の名誉及び信用を傷つけ、またはこの学会の目的に違反する行為があったとき。

第4章 役員及び評議員

- 第12条 本会に次の役員をおく。
- 会長 1名
副会長 1名
監事 2名
理事 10名以上15名以内
- 第13条 役員は、別に定める役員等選挙規程にしたがい選出し、総会においてこれを承認する。
- 2 理事及び監事は、正会員の中から選出する。
- 3 会長及び副会長は、理事経験者の中から理事会がこれを選出する。
- 4 会長は任期内に2名の理事を推薦できる。
- 第14条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、または不測の事態により職務を執行できないときは、会長の職務を代理し、または行う。
- 3 理事は、会長、副会長、監事とともに理事会を組織する。
- 第15条 監事は、この学会の業務及び財産に関し、次の号に規定する業務を行う。
- 1) 学会の財産の状況を監査すること。
- 2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 3) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会に報告すること。
- 4) 前号の報告をする必要があるときは、理事会または評議員会の召集を要求すること。
- 第16条 役員は報酬は無給とする。
- 第17条 本会に評議員をおく。評議員は正会員がなるものとする。
- 2 評議員は、評議員会を組織して、この定款に定める事項を審議する。
- 第18条 役員は任期は次のとおりとする。
- 1) 会長、副会長の任期は2年とし、再任は出来ない。
- 2) 監事の任期は一期2年とし、連続して2期をこえることはできない。
- 3) 理事の任期は一期2年とし、連続して2期をこえることはできない。
- 4) 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務をおこなう。
- 5) 役員に欠員を生じた場合は、理事会の推薦によりこれを補充する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6) 役員は、本会の役員としてふさわしくない行為があった場合、または、特別の事情があるときは、その任期中であっても理事会の議決により、会長がこれを解任することができる。
- 第19条 本会に顧問若干名をおくことができる。

- 2 顧問は、会長が推薦し、理事会の議決を経てこれを委嘱する。その任期は2年とし、重任を妨げない。
- 3 顧問は、会長、副会長の諮問に応じ、または理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。

第5章 会議

(総会)

第20条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 本会の総会は、評議員会をもっておこなうものとする。
- 3 通常総会は、毎年1回、会長が召集する。
- 4 臨時総会は、次の場合に会長が召集する。
 - 1) 会長が必要と認めたとき。
 - 2) 理事会が必要と認めたとき。
 - 3) 監事が召集を要求したとき。この場合は、その要求のあった日から30日以内に召集しなければならない。
 - 4) 評議員の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の召集を請求されたとき。この場合は、その請求のあった日から30日以内に召集しなければならない。

第21条 通常総会の議長は、会長がおこなう。臨時総会の議長は、その総会において、出席者のうちから選任する。

第22条 総会の召集は、少なくとも10日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を明示して役員及び評議員に通知する。

第23条 通常総会は、次の事項を議決する。

- 1) 事業計画及び収支予算についての事項
- 2) 事業報告及び収支決算についての事項
- 3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
- 4) 役員及び名誉会員の承認
- 5) その他、本会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

第24条 総会は評議員現在数の3分の1以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示したものは出席者とみなす。

第25条 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第26条 総会の議事録は、総務・財務担当理事が作成し、議長及び出席者2名以上が署名捺印のうえ会長に提出する。

第27条 総会で議決された事項は、会員に通知する。

(理事会)

第28条 理事会は、会長、副会長、監事及び理事から構成する。

第29条 理事会は、毎年2回会長が召集する。ただし、会長が必要と認めたとき、または理事の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の召集を請求されたときに、該当の日から30日以内に臨時理事会を召集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、会長とする。
- 3 理事会は、この定款に定めるもののほか、本会の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

第30条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。ただし、当

- 該議事について書面によりあらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。
- 2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、理事会出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 理事会の議事で緊急を要するものに関しては、書面会議をもってこれをおこなうことができる。
 - 4 理事会の議事録は、議長及び議事録作成者が署名押印のうえこれを保存する。
- 第31条 理事会は、理事会の業務を円滑におこなうために、運営理事会及び担当理事会をおく。
- 2 運営理事会及び担当理事会の構成は別に定める。
 - 3 運営理事会及び担当理事会は、必要に応じて開催し、重要事項に関して理事会の承認を得るものとする。
- 第32条 調査、研究、刊行物等の発行、その他本会の事業遂行のための委員会を設ける。
- 2 各種委員会の構成は、別に定める。
 - 3 会長は必要に応じ各種臨時委員会をおくことができる。

第6章 資産及び会計

- 第33条 本会の資産は次のとおりとする。
- 1) 会費
 - 2) 事業に伴う収入
 - 3) 資産から生じる果実
 - 4) 寄付金品
 - 5) その他の収入
- 第34条 本会の資産は、理事会の定めるところにより、会長が管理する。
- 第35条 本会の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入、資産から生ずる果実その他の資産をもって支弁する。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 第36条 本会の収支予算は、事業年度開始前の総会の議決を経て定め、収支の決算は、事業年度終了後速やかに、その年度末現在の資産目録とともに、監事の監査を経て総会の承認をえなければならない。ただし、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決を経て、暫定的に予算を作成し、予算成立の日まで、予算に準じて収入支出することができる。
- 2 前項ただし書の規定による収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 第37条 本会の会計年度は1月1日より12月31日までとする。

第7章 定款の変更及び解散

- 第38条 この定款を変更するためには、理事会で討議し、その結果を総会において審議し、出席者の3分の2以上の同意を得られなければならない。
- 第39条 本会の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々、4分の3以上の議決を経なければならない。
- 第40条 本会の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、本会の目的に類似の目的を有する公益事業に寄付するものとする。

第8章 補則

第41条 本会の事務局に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の歩例により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- 1) 定款
- 2) 会員の名簿
- 3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- 4) 財産目録
- 5) 資産台帳及び負債台帳
- 6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- 7) 理事会、評議員会及び総会の議事に関する書類
- 8) 処務日誌
- 9) 官公署往復書類
- 10) その他の必要な書類及び帳簿

2 前項の書類及び帳簿は、永久保存としなければならない。ただし、前項5号の帳簿及び書類は10年以上、同項8号及び9号の書類及び帳簿は、1年以上保存しなければならない。

第42条 この定款施行についての細則及び細則の変更は、理事会及び評議員会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、総会の承認を得た日から発効する。
- 2 第18条3)の理事の任期に関する運用は、本会の運営が軌道にのるまでの当面の間(2012年度を目処とする)適用しないこととする。

2003年10月29日 制定
2004年11月11日 一部改定
2007年11月 7日 一部改定
2008年10月 2日 一部改定
2009年11月11日 一部改定

以上